

財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合

財産取得者（相続人等）が利用者識別番号を持っているか不明な場合、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」に一定の事項を記載し、財産取得者の住所地の所轄税務署にe-Taxで代理送信していただくと、**税理士の皆様宛て**に当該財産取得者（相続人等）の利用者識別番号を電話にて連絡いたします。

電子申告・納税等開始（変更等）届出書 3010

税務署受付印

令和 年 月 日	納税地 (〒 - -)	<input type="checkbox"/> 住所連・ <input type="checkbox"/> 国税所連・ <input type="checkbox"/> 事業所等 (個人の方は該当するものに✓を付してください)
共	(電話番号 - -)	
住所又は居所 (法人の場合)	(〒 - -)	
本店又は主たる 事務所の所在地	(電話番号 - -)	
フリガナ		
通		
フリガナ		

人生年月日 年 月 日

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

開	始	<input type="checkbox"/> 申告・納税等手続	<input type="checkbox"/> 税務代理による利用の開始
届出の内容	①	<input checked="" type="checkbox"/> 暗証番号等の再発行	<input type="checkbox"/> 電子証明書の変更等
		<input type="checkbox"/> 税務代理による利用の取りやめ	<input type="checkbox"/> 電子証明書の更新等
変更等	②	<input type="checkbox"/> 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ	<input type="checkbox"/> 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(ID・パスワード方式)の利用の開始
		<input type="checkbox"/> 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(ID・パスワード方式)の利用の取りやめ	

(注) 変更する内容に応じて✓を付してください。

参考事項 **相続税申告委任有 税理士への連絡希望** 税理士等 (電話番号 - -)

整理番号	部門番号	利用者識別番号
入力年月日	決算期	回付先
通知年月日	業種番号	個人 源泉・諸税・酒・資産・資料 ⇒ 法人 局 ()
通信日付印	(摘要)	

電子申告・納税等開始（変更等）届出書の記載方法

- ① 「暗証番号等の再発行」にレ点
- ② 「参考事項」欄に「相続税申告委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力
- ③ e-Taxで代理送信
 - (注) 1 e-Taxソフト又は民間ソフト（国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等）を使用して代理送信してください。
 - 2 「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から代理送信された場合は対象外です。

- 後日、「税理士等」欄に記載された電話番号宛てに利用者識別番号を連絡いたします。
- ※ 1 財産取得者（相続人等）へは、既存の利用者識別番号と仮暗証暗号が記載された通知書を通知（郵送）いたします。
 - ※ 2 利用者識別番号が無い又は廃止されている場合は、その旨を税理士の皆様宛に連絡いたします。
 - ※ 3 利用者識別番号が無い又は廃止されている場合は、e-Taxの『開始届出書』を別途提出してください。